

## エコリーフ環境ラベル データ修正・補正の手順について

一度公開したラベルについて変更がある場合、以下の手順に従って作業を行ってください。

変更には 2 つの種類(修正または補正)があります。まず、該当ラベルをどちらの手段で差し替えたいかを判断してください。(判断が難しい場合、事務局までご相談ください。)

- 1) ラベルの修正:算定のやり直しを伴わない変更。例えば、会社情報の変更、語彙修正など。
- 2) ラベルの補正:算定のやり直しを行う場合。例えば、シナリオの修正のため、算定数値が変わる、シリーズ製品の場合、製品を追加するため、定義書の数値が変更する、など。

### ラベルの修正 手続きについて

数値の変更や社名変更については、以下の手順で事務局へご連絡ください。

- 1) ラベル修正申請書を以下の URL からダウンロードし、記載する。  
エコリーフ ウェブサイト (申請書・資料類 → 登録済みラベルの補正・修正)  
<http://www.ecoleaf-jemai.jp/application/>
- 2) ラベル修正申請書と、「公開予定の PDF(様式1、2、3を1つのファイルにまとめたもの)」を事務局へご送付ください。

<ラベルの様式1の記載について>

登録番号	既存ラベルからの変更がありません。
公開日	既存ラベルからの変更がありません。

### ラベルの補正 手続きについて

数値の変更をともなうラベルの補正については、以下の手順で事務局へご連絡ください。

補正検証を行う場合の例は、以下の通りです。(エコリーフ ガイドラインの記載 p28 より)

- ① 新製品の上市前の推定値(設計値および/または計画値)に基づいて公開したデータを、その後の実測値に基づくデータに変更する場合。
- ② 製造ラインの変更等により、データに変化が生じた場合。
- ③ その他公開データの数値の誤り、不足等が発見された場合。
- ④ 第三者からの苦情申し立て等に基づいて、登録者が補正に同意した場合。
- ⑤ その他、当室が適当と認めた場合。

## <外部検証の補正手続き>

- 1) ラベル補正申請書を以下の URL からダウンロードし、記載する。  
※補正内容により、様式1の記載方法が変わるため、補正申請書にどのPCRを用いるかご記載下さい。

エコリーフ ウェブサイト（申請書・資料類 → 登録済みラベルの補正・修正）

<http://www.ecoleaf-jemai.jp/application/>

- 2) 事務局が補正申請書の確認を行い、補正検証の可否を判断し、製品環境データ検証判定結果通知書をお送りします。
- 3) 検証が必要な場合、通常の外部検証手順と同じ手続きを踏み、検証準備・調整を事務局と行ってください。
- 4) 補正検証の終了後、公開予定の PDF (**様式1、2、3を1つのファイルにまとめたもの**)を事務局へご送付ください。
- 5) <ラベルの様式1の記載について>

登録番号	既存ラベルからの変更があります。 ラベル番号の末尾に「-A」「-B」などのアルファベットがつきます。 (補正の回数によって、変化します。) 文書管理規定 p3 をご参照ください。
公開日	既存ラベルからの変更がありません。

## <内部検証(システム認定企業)の補正手続き>

- 1) 補正申請書の提出は不要です。システム審査の各社マニュアル・規定で明示されているように、社内で補正申請を行い、以下の書類を事務局までご提出ください。
  - ・検証報告書 一式（検証報告書と PCR チェックシート）
  - ・公開予定の「PDF (**様式1、2、3を1つのファイルにまとめたもの**)」
- 2) <ラベルの様式1の記載について>

登録番号	既存ラベルからの変更があります。 ラベル番号の末尾に「-A」「-B」などのアルファベットがつきます。 (補正の回数によって、変化します。) 文書管理規定 p3 をご参照ください。
公開日	既存ラベルからの変更がありません。

## <ウェブサイト公開の最終確認>

事務局よりウェブサイト差し替えの連絡と内容確認依頼のメールを送付しますので、問題ないかご確認ください。

以上